

第六十三回国会 社会労働委員会 議 録 第十一号

昭和四十五年四月十日(金曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 倉成 正君

理事 佐々木義武君

理事 大橋 敏雄君

理事 稻村佐近四郎君

小沢 一郎君

唐沢俊二郎君

羽田 孜君

別川悠紀夫君

向山 一人君

山下 徳夫君

川俣健二郎君

島本 虎三君

山本 政弘君

古川 雅司君

西田 八郎君

出席政府委員

厚生 大臣 内田 常雄君

厚生政務次官 橋本龍太郎君

厚生大臣官房長 戸澤 政方君

厚生省医務局長 松尾 正雄君

厚生省業務局長 加藤 威二君

厚生省児童家庭局長 坂元貞一郎君

社会保険庁年金 穴山 徳夫君

保険部長

委員外の出席者

社会労働委員会 濱中雄太郎君

調査室長

委員の異動

四月十日

辞任

蔵内 修治君

補欠選任

浜田 幸一君

第一類第七号

社会労働委員会議録第十一号

昭和四十五年四月十日

早川 崇君 小沢 一郎君
松澤 雄蔵君 森 美秀君
松山千恵子君 羽田 孜君
渡部 恒三君 稻村佐近四郎君
渡辺 肇君 吉田 実君

同日

辞任

稲村佐近四郎君

小沢 一郎君

羽田 孜君

浜田 幸一君

森 美秀君

吉田 実君

補欠選任

渡部 恒三君

早川 崇君

松山千恵子君

蔵内 修治君

松澤 雄蔵君

渡辺 肇君

本日

の会議に付した案件

心身障害者福祉協会法案(内閣提出第六九号)

○倉成委員長

これより会議を開きます。

心身障害者福祉協会法案を議題とし、審査を進

めます。

質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。川俣健二郎君。

○川俣委員

コロニーの定義といいますが、概念

については、きのうの委員会でもわが党の田邊理事

の質問に対してお答えがあつて、その定義なり概

念が明らかにされたと思つて、私は急遽大阪

の例のガス爆発の調査団に入りましたものではな

ら、その質疑応答がある程度ダブるかと思つて

が、御容赦願ひたいと思つております。

しかしながら、今回のこの法案は、単に協会の

法案を成立させるということではなくて、一法人

一施設というものでしょうから、問題は、いま建
設途上の高崎山のコロニーの運営が主だと思つた
けに、コロニーに対する認識といふことが、やは

りこの辺でこれから一般国民に対する理解も深め
なければならぬという責務を社会労働委員会が負
てしよつていられるだけに、コロニーの定義な
り概念が質問者と応答者の間に委員長の司会のも
とにおける社会労働委員会が確認されたであらうかど
うか、その点だけでも一点聞きたいと思つてお

○橋本(龍)政府委員

昨日の委員会につきては

は、私も他の委員会に出席を求められて答弁して

おりましたので、この中で御議論になりました点

を必ずしもつまびらかにいたしておりません。し

かし、いまさら申し上げるまでもなく、この心身

障害者福祉協会法案の第一条に目的として書かれ

ておること、また提案理由の説明の際に、大臣よ

り委員各位に申し上げましたこと、これらの点を

基本として考えます限りにおいては、このコロ

ニーといふものについての概念といふもの、これ

は私どもは別に食い違つておる部分はないものと

考へております。

○川俣委員

局長さんもお見えになつております

から、直接携つてこられたことだろうし、これ

からもこの運営に尽力をしてもらわなければなら

ぬので、局長さんに伺ひますが、一体いつごろ日

本の国にこのことが叫ばれて、したがつて、お

そらくこれは厚生省が先に旗揚げをしたというよ

りも、よく世にいわれる芸能団だとかあるいは名

誉的な仕事に携つておる人の方の声によつてコロ

ニーが輸入されたと思つて、ただ、厚生省がこ

れと取組もうという経緯をこの機会に知らして

もらひたいのです。

○坂元政府委員

お答え申し上げます。

コロニーというような通称的なことはわが国

において使われ始めたのはずっと以前でござ

います。ただ、このコロニーのことばは、いろ

いろ使つ場合に、その場合その場合によつて、言

つてゐる人の意味なりあるいは受け取るほうの受け

取り方なり、いろいろ多様なとり方をしてお

ります。たとえば、御存じのように結核回復者

等のアフターケア等をやる場合でもやはりコロ
ニー、あるいは精神障害者等の場合もコロニーと
いうような用語がわが国において以前から使われ
ておりますが、こゝで御提案申し上げております
心身障害者の場合のいわゆるコロニーといふこと
ばが本格的に取り上げられるようになりましたの
は、大体昭和三十一年、八年ごろから四十年ごろだ
と私どもは思つております。特に、一番最初政府
関係におきましてこのことばを使ひましたのは、
昭和四十年の内閣総理大臣の私的な諮問機関であ
ります社会開発懇談会といふものが提言をいたし
ておりますが、その提言の内容としてしまして、この
ような自立自治の困難な心身障害者のための長期
収容の一つの施設としてコロニーといふものを本
格的に推進すべきである、かような趣旨のことを
を申し上げてゐる。これが事の発端でございまし
て、それを受けて、厚生省はいろいろなコロ
ニーの懇談会等を設けて、今日よりやくその
成案を得まして国会に御提案申し上げた次第でござ
います。

○川俣委員

そこが大事だと思つております。このコロ
ニーの受け取り方が、最初提唱した人方と、いま
厚生省が考えてこれから運営しようという高崎
山のコロニーの構想とが違つておれば、これは、
今回の協会の法案をわが党が賛成して通すことは
たいした問題じゃなくて、むしろコロニーをいか
に運営するか、厚生省がやつてふたをあけてみた
らとんでもないコロニーができていたということ
になるかと思つて、当初厚生省が旗揚げして考
えた構想と、来年店開きをしようという現実のあ
れと少し違つてきたかどうか、それとも同じであ
るか、その辺を聞いてみたいと思つております。

○坂元政府委員

ただいま申し上げましたよう

に、社会開発懇談会が一つの提言をしまして、厚生省としましては、この提言を具体化すべく、コロニー懇談会という各階層の有識者を委員とする懇談会を設けまして、コロニーというもののあり方、その具体的な計画等につきまして御意見を聞く。引き続きましてコロニー建設の具体的な建設懇談会というものを開催をいたしまして、各方面の御意見を承って建設の構想をまとめたわけでございます。この構想と、現在私どもが考えております、明年度からいわれる開所を行なう予定の高崎山のコロニーとは、ほとんど構想においては差異はございません。大体そのコロニー懇談会あたりの御意見をそのまま具体化しようということによって、明年度の開所を行なう手順になっておるわけでございます。

○川俣委員 それでは、四十二年度から建設予算が計上されて、土地を買い始めてかかったわけでしょうが、初めは八億、いま二十七億トータルの国費を使って建設しているようですが、当初八億を計上したときに、これからこういうめでコロニーを建設するんだということを、社労委員会でも十分に討議されたとおっしゃいますか。

○橋本(龍)政府委員 社労委員会として、その金額その他について、あるいはその中身について、御議論をいただいたことはなによりに記憶いたしております。

○川俣委員 その辺が少しずれているというが、やはりコロニーを建設するということになれば、これは厚生省の問題であるし、したがって国会では社労委員会の問題だと思ふのです。先ほど局長は、十分に審議されて構想を練った、その構想がいま違つていないとおっしゃるんですが、私は、これから質問に具体的に前に聞きたいのは、いま少し社労委員会で、当初から八億の土地を買、それから建設するといふような建設予算的なものではなくて、これからコロニーを、日本の国で初めてやるのですから、国立で建てようということ、これは社労委員会でやるべきだと思ふのです。ところが、全然やっていないということに

なれば私は一言あるのです。私は過去のこの議事録を持っているのですが、全然やっていないというところは言わせないと申すのですが、いかがですか。

○橋本(龍)政府委員 川俣委員がどういふことを私どもに聞こうとされるのか、もうひとつその辺が明確でありませぬので、あるいは私どもの言いが見当違いかもしれないが、先ほど、そのコロニーに要する費用その他についての点からの、この委員会ですらういふものを議論したことがあるかという御発言でありましたから、私は、さういふ議論をしたことはない、たしかさういふ記憶が私にはないということを申し上げたのであります。このコロニーというものの自体について、あるいはコロニーというものをわが国の福祉施設の中にどういふ方向で位置づけていくかについて、さうした見地からの御議論ならば、当委員会ばかりではなく、予算委員会等においても御議論をいただいたと私も記憶をいたしております。なお、さういふ意味では、時期は私もちよつと思ひ出せませんけれども、たしか社会労働委員会として建設途上の高崎山を御視察いただいたこともあつたのであります。

○川俣委員 その辺がやはり、いま少し私も含めて社労委員会が——これからコロニーというものが日本の国に誕生するんだということで、非常に関心というか注目を浴びておるんです。それに対して、みっちり、コロニーというのはいさういふような経過を経て国会で審議されて、そして高崎山に建てるんだというより、全体責任というが、さういふ場がやはり少し欠けておつたというくらいにあると思ひまして、これは政務次官に言うんじやなくて、ずっと厚生省やうてこれら担当の人間には、若干遺憾の意を表しておきたいと思ひます。

○橋本(龍)政府委員 私は、お許しをいただきまして、いまの点について申し上げさせていただきます。最初に、川俣委員の御指摘のような点について、

て、昨年度までの当委員会の運営その他において、もし遺憾な点があつたといひましたならば、昨年度までの当委員会の与党理事の一人として、私は川俣委員におわびを申し上げます。しかし、それは同時に、いまの御指摘の点に關しましては、私は厚生省の官僚といふものをかばいます。むしろ、今日までいまだわれわれとしてはコロニーというものを建設した歴史がなかっただけに、どのようなものをつくり上げていけば、この国の将来の自立不可能な心身障害者を持たれて、方々への福祉を行ない得るかというところを、厚生省の關係事務当局は非常に努力をしてきたことを、私どもは今日まで見てまいりました。そして、むしろ本委員会において、厚生省の事務当局が今日まで推進してきた過程を、あるいは一々チェックをしない、あるいは一々こまかい点まで事務当局を呼びつけて中身のチェックを行なわないういふような問題が起きてまいりました。御指摘をいただくような点が出てきたとすれば、昨年度までの少なくとも本委員会における委員たちは、その努力ぶりというものをある程度見て評価をしてきたからだろうと私は解釈をいたしております。ですから、昨年度の通常国会終了までの時点で、コロニーに対して当委員会においての審議が不十分であつたという御指摘であれば、昨年度までの与党の当委員長の理事として私はおわびを申し上げますが、むしろ行政当局に対してその御批判をちょうだいすることは、私は必ずしも適切を欠くのではないかと感じいたしますので、この点だけは厚生省として一言川俣先生に申し上げます。

○川俣委員 このディスカッションはこの程度にしておきますけれども、社労委員の人間みんな聞いていただきたいところですが、やはりコロニーをもう少し認識を深めるというか、決して委員会に対する出席の数が少ないから言うわけじゃないのですが、いま少しコロニーというものに對してまじめになりたいものだといふ考え方からの質問でもありますから、さういふ点を御理解願ひたいと思ひます。

具体的に入ります。それじゃ、心身障害者の全国的な数を、できれば重度、中度、軽度というのですか、それから心身の身体と精神とそれぞれ別に分ければ、特に子供とおとなというように分かれば、お教え願ひたいと思ひます。

○坂元政府委員 心身障害者と申しますと、いろいろな障害の種類、程度におきましてとらえようがあるわけでありまして、私どもとしましては、いまお尋ねのように、まず精神障害者なり精神薄弱児、つまり精神薄弱児といふものが一つござります。それから第二番目に、いわゆる身体障害児者といふものがござります。それから、その両方の非常に重度の合併障害を持つております重症心身障害児者、この三つが大体タイプとして分かれるかと思ひますので、順次その数を申し上げます。

精神薄弱児者につきましては、大体全国に四十八万四千七百八人くらいおるわけでござります。そのうち重度の精神薄弱児者といわれる者が約十二万人おるわけでござります。そのうち、いわゆる子供のほう、精神薄弱児といわれる者が四万六千人くらいござります。おとなのほうの精神薄弱者といわれる者が七万四千八人くらいという比率になつておるかと思ひます。それから身体障害者といわれる者は全国に百四十六万六千人くらいござります。そのうち重度の身体障害者といわれる者が、児童の場合が三万四千五百人、成人の場合が三十二万五千人、大体このような比率になつておるかと思ひます。

○川俣委員 そうしますと、今回考えられておる入所基準というのか、どういふ入方を対象にしておられますか。

○坂元政府委員 明年度四月から開所する場合に入所させたいと考えております対象者は、大体重度の精神薄弱者といふものを中心としまして、それに精神薄弱者といふゆる身体障害者との合併障害を持つておる者、さういふような者を大

て、昨年度までの当委員会の運営その他において、もし遺憾な点があつたといひましたならば、昨年度までの当委員会の与党理事の一人として、私は川俣委員におわびを申し上げます。しかし、それは同時に、いまの御指摘の点に關しましては、私は厚生省の官僚といふものをかばいます。むしろ、今日までいまだわれわれとしてはコロニーというものを建設した歴史がなかっただけに、どのようなものをつくり上げていけば、この国の将来の自立不可能な心身障害者を持たれて、方々への福祉を行ない得るかというところを、厚生省の關係事務当局は非常に努力をしてきたことを、私どもは今日まで見てまいりました。そして、むしろ本委員会において、厚生省の事務当局が今日まで推進してきた過程を、あるいは一々チェックをしない、あるいは一々こまかい点まで事務当局を呼びつけて中身のチェックを行なわないういふような問題が起きてまいりました。御指摘をいただくような点が出てきたとすれば、昨年度までの少なくとも本委員会における委員たちは、その努力ぶりというものをある程度見て評価をしてきたからだろうと私は解釈をいたしております。ですから、昨年度の通常国会終了までの時点で、コロニーに対して当委員会においての審議が不十分であつたという御指摘であれば、昨年度までの与党の当委員長の理事として私はおわびを申し上げますが、むしろ行政当局に対してその御批判をちょうだいすることは、私は必ずしも適切を欠くのではないかと感じいたしますので、この点だけは厚生省として一言川俣先生に申し上げます。

体対象として、明年四月以降五百五十名を考
えて、かような次第でございます。

○川俣委員 そうしますと、中度の精薄と身体障
害との合併的な人員というのをつかんでおりま
すか。

○坂元政府委員 先ほど申しました精薄者の四十
八万四千七百人のうちに、身体障害と合併してい
る精神障害者というものは大体十八万人くらい
いるということでございます。そのうち重度がど
のくらいいるかはデータがございませんので、そ
ういふことはいまだ承知しておりません。

○川俣委員 私の言っているのは、いわゆるこれ
に入所できる対象になるのは重度の精薄の七万四
千人と、それに中度の精薄と身体障害の合併症を
含めるんだ、こうおっしゃるから、御説明によっ
て七万四千人のほうはわかった。後者のほうは何
人くらいと推測されますかということですが、大
体フィフティフィフティくらいで考えておりま
す。つまり重度の精薄が五百五十人の半分程
度、それから合併障害を持っている者が大体半数
程度、こういふようなことをめどとして考えてま
いりたい、かように思っているわけでございます。

○川俣委員 そうしますと、七万四千人の重度の
精薄者は一応入所できる資格を持っているわけ
ですね。

○坂元政府委員 コロニーという形態での入所資
格としては一応あるわけでございますが、そうい
うような重度のいわゆる精神薄弱児者というもの
につきましては、従来からやっております精薄施
設の重度棟というより一つの施設体系も別にござ
いますので、そこらをどのように分けて
いくか、つまり、コロニーに入所させるべき人、
それから従来からやっております精神薄弱者の施
設のうちの重度棟というより施設に入所させる
か、ここらにはちょっとまだ問題があるかと思
います。いずれにしても、御指摘のように、コロ

ニーの対象には一応なり得る、かように思ってお
りますが、現実にはコロニーのほうに入れるか入れ
ないかにつきましては、いろいろな諸条件を勘案
して最終決定をする、かようなことになろうか
と思っております。

○川俣委員 どうも局長の説明は——今回の法案
の目的は「独立自治の困難な心身障害者が必要
な保護及び指導の下における社会生活を営むこと
ができる総合的な福祉施設を設置して、云々」とあ
る。したがって、私はこの質問をするのにいろ
ろと自分なりに勉強するところによれば、どちら
かというよりハビリテーションというか、社会復
帰がなかなか期待できない重度の入方を対象にし
ておる、こう聞いておるのですがね。

○坂元政府委員 法律で書いております趣旨もそ
のような趣旨でございますし、独立自治の困難な
者、つまり社会復帰の可能性が非常に少ないとい
うような方を対象にするのがコロニーでござい
ますので、先生御指摘のような考え方というの
は、私も同様でございます。

○川俣委員 そうでしよう。ですから、将来千五
百人入れようという箱をつくったけれども、一
応、少なくとも七万四千人の対象者はいるだろ
うというのです。それをまず確認したいのです。

○坂元政府委員 数の上ではさようございま
す。

○川俣委員 それでは、このコロニーに対して、
全国から集める構想のようですが、世の親は、こ
こに入れてほしいという希望者が多いと見るか、
それともしり込みをするか、どのよう把握を
しておられるか。

○坂元政府委員 そこら付近の具体的な見通し等
については、私も残念ながらまだ確たる見通し
を持っておりません。と申しますのは、この国立
のコロニーについての全国末端までの趣旨のPR
等がまだ十分に行なわれておりませんし、また、
さような調査等も現実にしたことがございません
ので、明確なお答えを申し上げにくいと思いま
す。いずれにしても、国立のコロニーという

ものの設置につきまして非常に要望が高いという
事実から申し上げると、そのような重度の精薄
者等をかえられた御家庭の方等におきまして
は、もし条件等が十分合致いたしますならばコロ
ニーに入所させたいという御意見はやはり
相当強いんじゃないか、私もはかような見通し
を持っております。

○川俣委員 そうだと私も思います。ところが、
残念ながら、完備しても千五百人しか入れられ
ない、どうやってこれを選択するかと私は思うの
です。そこで、全国から集めると言うのですけ
れども、やはり世の親は、ときどき見にいける行動半
径の範囲内を希望すると私は思います。これは、
国立のものを望むとすれば、どこかの国のモデル
ケースにつくったわけじゃないのでしょうか、
そういう意味で、いま大阪、名古屋、北海道で
すか、今度は私のほうの秋田の鳥海山ろくにお
世話になるわけですが、秋田の場合急ぐわけだ
けれども、これの国庫補助はきまりましたか。

○坂元政府委員 いまの御意見のように、各地方
で、都道府県等からいわゆるコロニー的な形態の
建設をつくりたいという御要望が非常にたくさん
参っております。これまでも、国庫補助金なりあ
るいはその他の特別地方債等の措置によりまし
て、若干のお手伝いをしておりますが、四十五年
度につきましても若干の県からそういう御要望が
来ておりますが、何ぶんにもまだ、社会福祉施設
の施設整備費として四十五年度に五十三億計
上してございますが、五十三億の各施設別の内訳
というものが最終的にまだできておりません。
したがって、四十五年度の本予算が成立しま
した暁におきましては、早急にそのような作業を
進めながら各関係の都道府県と十分協議をしてい
きたい、かように思っているわけでございます。

○川俣委員 五十三億のあれば、各県にしてみ
れば非常に期待しておるわけですから、秋田の場合
も待っておるわけですから、予算成立後は早急に

ひとつ、この機会にお願いしておきたいと思いま
す。

それから、建設費が二十七億かかったわけだ
が、それでは一体、将来千五百人入れるであら
うその経費というか、一人に対してどのくらいか
かるものなのか。

○坂元政府委員 千五百人を収容定員として考
えた場合の具体的な予算等についてかちと計算は
しておりませんが、私どもが従来やりました一応
のめどとしましては、総額六十億から七十億ぐ
らいの所要経費がかかるんじゃないだろうか、か
ように一応思っております。

○川俣委員 その六十億、七十億というのは、年
間ですか。

○坂元政府委員 年間ではございませんで、現在
まで二十七億という国費を投じて建設を進めてき
ておりますが、もし千五百人ぐらゐの収容定員と
いうものを考えた場合の施設の整備等の全体の所
要経費が、大体六、七十億くらいだ、かように
思っております。

○川俣委員 どうもおかしいと思つたのだ。そ
うじゃなくて、施設費じゃなくて、経常費、維持費
を一人に対してどれくらいをめどにしているかと
いうことですか。

○坂元政府委員 私どもとしましては、そのよう
な計算をきちっとしたことはございせんが、ま
あいま達観的に申し上げますと、一月月額五万円
ぐらゐの経費がかかる、こういう計算じゃなか
ろうかと思っております。

○川俣委員 年間六十万ぐらゐ。それに二人に
一人ぐらゐの比率で職員がつくのでしょう。院長
さんですか、以下係長さん、看護婦さん、お医者
さん、それからいろいろ職能訓練をする人方を入れ
ますと、おそらく人員的には二人に一人はつか
なければならぬ。諸外国の例を見ますとそう思
います。そうすると、一人に対してそれを割りま
すと、年間百万はこえると思えます。そうしま
すと、それが七万四千人のうち千五百人という
のは、入れてほしいという希望者がうんといるだ
ろ

うという局長の考え方からすれば、非常に狭き門。そうしますと、これは私の考え方じゃないが、どうしてこんなに一部の対象者のみに金をかけるのだからという疑問に対して、局長はどのようにお答えしますか。

○坂元政府委員 御承知のように、社会福祉施設というものは入所される方々は、大体恵まれない方が多いわけでございます。特に今度のように重度の精神薄弱者等につきましては非常にハンディキャップの大きなものを持っておられる方ばかりでございます。したがって、そのような方をお世話することになりますと、そのような職員の手配等というのは非常に大きなものがあるわけでございます。それに従って当然手配もかかるし金もかかる、これは私どもはやむを得ないんじゃないか。片方、重症心身障害児等につきましても相当な手配がかかりますし、職員の方も御苦労願っているわけでありまして、こういう非常に重度の障害者に対する処遇というのについては、従来から厚生省としましては非常に力を入れてまいりましたし、まだまだ不十分であるというふうなおしかりを受けておることとございまして、もっともっと拡充をいたすのは当然のことでございますが、やはりある程度手配がかかり金がかかるということは、対象者の特性からいってやむを得ないことではなからうか、私どもはかように思っております。

○川俣委員 それでは、一応千五百人になる場合はちよつと先でしよから、ではさしたたてて来年からの五百五十人に対して、職員数、院長といふのですか、それから職種、職能といふか、そういうものがある程度わかたら教えてください。

○坂元政府委員 四十六年度から開設設置する。四十五年度は五百五十名の方を入れるわけでございます。これは予算としましては四十六年度予算というところに相なるわけでございます。したがって、四十五年度予算にはさような経費は計上してございせんが、ごく一部の準備要員だけの経費を計上してございまして。

それで、いまお尋ねの五百五十人というものを入所させる場合、一体どのくらい職員数が必要なのかという点につきましては、まだかちつとしたものがございせんが、一応私どもの目標としましては、いまお述べになりましたように、大体二対一ぐらいの職員数に持っていきたい、さような線で四十六年度の予算折衝に当たりたい、かように思っているわけでございます。

○川俣委員 それでは、四十五年度の七千万円というのは、店開きをするための部品買ひだ、もう人件費は一切入っていない、こういうことですか。

○坂元政府委員 四十五年度予算に計上してあります運営費としての七千万円は、いわゆる準備的な段階の経費でございます。昭和四十五年度予算の中に四十六名ぐらいの基幹要員を入れております。その基幹要員の人件費なりその他の所要の経費でございます。

○川俣委員 そうなんだ。だからまだ検討してないとかいふのだけれども、四十五名というのはいさあたり予算をとるための数字なのか。局長に聞くのはどうかと思うのですけれども、これは役員がある程度内定してありますか。

○橋本(龍)政府委員 役員等の構成については、まだ内定をいたしておりません。

○川俣委員 私はこう思うのです。重度の障害者を集める地域社会、いわゆるコロニー、これはやがて千五百人になる。日本の場合は、どちらかというと、諸外国に比べてその特徴は、重度の障害者に限定する、非常に特殊な社会を形成する、いわゆる集落をつくる、これなんです。ということは、そこに働く院長さん以下職員は、朝から晩まで、来る日も来る日も特殊な職場の雰囲気を感じておられるのです。これは局長さん、静かに考えてみなさい。復帰とかハビリテーション、これがあまり見出し得ない社会なんです、いま考えられているのは、医者だつて、看護婦さんだつて、保育さんだつて、やっぱり自分に対する勤務意欲というか、刺激というのは、退院というか退園という

か、よかつたね、忘れないで遊びにいらつしやいというところなんです。これはそれが全然ない。ある程度入れればなんなんです。そうなんです。これは看護でいえばナイチンゲールの精神、もう宗教的というか、崇高な、哲学的な、親だからめんどろ見るといふ慈悲心が相当職員に要求されなければならぬ職場になるんですよ。だから私は、局長は当初からの構想は変わってないと言ふんですが、皆さんで社務委員会これを論議した場合、厚生省が直接これをやるんだ、こう確認されておる。ところが、いつの間にか今回提案の特殊法人をつくるという。勘ぐりたくないんだが、厚生省からどっかへころがしたいという気持ちがある。その辺から出てきたんじゃないかと思う。どうですか。

○橋本(龍)政府委員 ただいま御心配になったような点はございせん。

○川俣委員 そういふようなことを確認しながらしつかりやってほしいと思います。

今回の法案は高崎山のコロニー——さつきも申し上げましたが、一法人一施設、そうならば、この協会の審議というよりも、やがてでございまして、コロニーというものの対して、もう少し時間をかけて審議すべきだ、この点については私は何回も言います。

それから、経費負担なんですけれども、親の負担だとか、県の負担だとか国の負担とかいふのをどのように考えておりますか。

○坂元政府委員 このコロニーの運営費等は、大部分は、私どもの用語で申し上げますと措置費、子供さんをそのような施設に預ける場合の委託費的なものでございまして、そういう措置費の収入によつて運営する、かようになっているわけでございます。しかしながら、この措置費だけでは十分でない切れないものがございまして、もしそのような措置費収入等に不足が生ずるような場合は、一応国のほうでめんどうを見る、こういうたてまえになっております。

兄の方から徴収する経費の点でございますが、この点につきましては、食費に相当する額は徴収をいたします。つまりそういう食費に相当する費用は父兄の方から出していただく。しかしながら、生活保護の世帯とか、あるいはそれよりもちよつと上のいわゆるボーダーラインの低所得者の階層につきましてはそれを免除する。しかしながら、一応払える所得のある方は、食費相当額だけを大体徴収をいたします。このようなことになっておまして、四十五年度、つまり本年度の予算の場合は、この徴収金額は月に六千四百五十円、かように相なっているわけでございます。

○川俣委員 それでは、質問はこまかくなりますが、考え方をただしたいために聞きたいのです。が、家族の延長であるか——たとえばこういう質問をしてみたいと思います。コロニーに入れた人は税金の扶養控除の対象になりますか。

○坂元政府委員 扶養控除の対象になると思ひます。

○川俣委員 まあ、いいことは早くやればいいんだ、賛成すればいいんだ、そこがまじめじゃないんです。そういう難音があるとするれば、この間社務委員会、中小企業の退職金共済法というのが一部改正になって提案された。その共済制度というのは、一億四千万という国庫補助をする仕事がある。一億四千万という事業団の仕事を、事業団のために八億という事業団の経費をかける、事業団の世帯費が八億なんです。一億四千万の仕事をするために八億かけておる。どっちが目的なんだとばかりは思ひます。それでしよ、国民の立場から見れば、事業団を運営するのが八億で国庫補助するのが一億四千万なんだ、そういうことはないと思ひます。コロニーについては、いいことだから、さつさと賛成してやつてしまふはいいんだなんて言つたら、法案なんというのの審議する必要はない、そういうことではしよ。このように、あまり一般国民から指をさされないように——特に官庁の仕事というのはそういうきらいが多々あると思ひます。千五百人にこれだけの金をかけ

るなら、いまの設備をもっと充実、拡充したほうがいいんじゃないかという声もかなりあるだけに——私はこれはいいと思えますから賛成しますよ。私はいいと思えますけれども、やはり既存の設備とかそういうのも充実しようという考え方、政務次官、考えるべきだと思います。

それからもう一つは、やはり来年の春なんですからね。園長さん、お医者さん、看護婦さん、保母さん、局長さんはいふんぶんりしておられるような容弁ですけれども、これはみんなでかき集めていろいろ募集しないと、私はこれは集まらないと思う。たいへんな特殊な雰囲気職場社会です。

それからもう一つは、親の立場から見ると、自分が死んだら、きょうだいにころがしていくわけにいかないし、親戚に頼んでいくわけにもいかなという意味でここに預けると思う。そうやってみると、全国から五百五十人だ、どうやってこれを選別するか、その辺を懸念しながら私は質問しております。根は賛成ですよ、これはいいことですから。そういつたことも考えながら私の質問を終わりますが、政務次官何かありましたら……

○橋本(龍)政府委員 先ほど川俣委員の御指摘になりました点で、私も二、三そうした意味では同じような心配をいたしている点がございいます。一つは、先ほど川俣先生御指摘になりました職員士の気の問題、これは確かにいろいろな点で私も相当慎重に考えなければならぬ点がございいます。これは私もひとつのいわゆる地域社会を形づくった中で、できるだけ収容される方々の人権を重んじ、機能を發揮していくための努力をしなければならぬわけでありまして、そうした点については、なおこの協会がむしろ設立されました後においても、いろいろお知恵を拝借する点もまたあると思えます。

それと同時に、ただいま御指摘にありましたように、確かに一部の関係者の方々の中には、コロニーにこれだけ巨額な金額を費やすならば、既存の施設の整備拡充にそれを振り向けてもらったほうが

ありがたいという御意見のあることは、私たちも承知をいたしております。しかし現在、衆議院の社会労働委員会に正式に小委員会が設けられ、各党が協力一致してお考えをいただいております。ゆる障害者基本法というもののなかにも、いわゆる国の心身障害者対策というものは、親御さん方だけでなく、自分の子供は自分が死んだあとに一体どうなるんだらうという不安を抱かれないでも済むようにすべきだという御趣旨が盛り込まれたように思いますが、こうした点も私どもとして考えなければならぬ最も大きな点であります。なほ、七万四千人の患者数に対して、今度のコロニーの千五百名というのは、そのうちのごく一部をカバーするものであることは事実です。そして、その意味では、既存の施設に対しての整備拡充に従来以上に力が入れられていかなければならぬ点も当然であります。しかし、それと同時に、いままで手がけてきたことのない一つのこのコロニーというものを通じて、私どもは今後の国の、いわゆる心身に障害を持たれる方々に対する行政が大きく進むその足場がつけられれば、そしてそのデータが他の施設にも有効に使えるようなものが生み出されればということも、一つの大きな心のささえにしておるわけでありまして、同時に、今後なお私どもとして配慮しなければならぬ点としては、これから先の、いわゆる心身障害者を対象とした施設のあり方等についても、なお検討を要する点もあるでございまして、こうした点については、私どもとしてなお検討もいたし、同時に、立法府である国会の御意見等もできる限り広範囲にちやうだいをし、十分に努力してまいりたいと思えます。

なお、最後に一点だけ、先ほど簡単にお答えを申しましたこととありますが、補足して念のため申し上げたいと思えますのは、初め厚生省自体がこのコロニーを直轄するという考え方があったはずだ、それが協会をつくったというところは、あるいは何か付属機関をふやすことが目的ではないのかという懸念を、一部でされておる方もあ

るのだというお話がございましたけれども、厚生省自体が、また児童家庭局自体がかかえておる問題というものは、きわめて広範囲なものがあります。そして、同時に、このコロニーというものを運営していく上では、先ほどから川俣委員も御指摘になりましたような多くの問題点がございまして、役所の行政の片手間にコロニーの運営というものができるほど簡単なものではございません。その意味では、やはりしっかりと一つの機関にこの運営、個々の方々の人権を考えながらの運営というものは、まかされなければならぬだろうというところから、この協会をつくり、厚生省自体、何も責任を回避する意思は決してございませんけれども、十分、より直接に、厚生省が行なうよりも身近な触れ方を、中におられる方々ともできるうちにということとで考えたこととあります。なお、今後の運営等につきましても、実際に発足してからもいろいろ議論をちやうだいする点もあると思えますが、私どもの真意もおくみ取りいただきたいと思います。

○川俣委員 最後に、一点だけ要望しておきますが、問題は、心身障害者が対象でございますから、やはりこういう重度の非常にお気の毒な人々に対するあれも大事だと思います。しかし、社会復帰というか、この面をいさ少し——いまも力を入れておられると思えますけれども、いま政府の手をかりると非常に手間がかかるし、金がかかるしということ、非常に各企業マンがこういいう人々を雇用しようという、これは人手不足ということから来る結果かもしれないが、そういう熱意が非常に見られます。この間も墨田区の大久保製薬という会社ですか、新聞に出ていましたが、めくらの人を電話交換手に雇って、不自由な手を持つている人に守衛さんをやらせて、そうして知能が正常でない人に旋盤を回させている、これがけっこううまくいっているというのです。それは決してその企業だけが独自の構想でやっているのではなくて、特に中小企業の人々、人手不足のあることでしょから、みんなグループをつくっ

て、身体障害者の雇用促進というのと非常に真剣に取り組んでいるようです。私はこう思うのですよ。そういった心身障害者の方々を差別したり、べつ視したりするというのは、これまた人間尊重に反するけれども、必要以上の保護をするというの、これはやはり心のすみに置くべきだと思います。問題は、何かの仕事ができないかどうか、社会復帰ができないかどうかということが目的であって、保護は目的ではないのだから私は思うのです。

その点だけを申し上げて私の質問を終わります。

○倉成委員長 渡部通子君。

○渡部(通)委員 このコロニーの問題は、私も国会へ来る前ずっと数年前から話を聞いておりました、たいへん期待をしておりました一つのことでございまして、その反面、運営がはたしてうまくいくのかしらという危惧を抱いている一人でございます。四十六年度から開所できる見込みだそうでございますが、当初は、四十五年の一月とかと、こう何ったように思っています。きのうの御答弁の中では、十月に施設は一切完成するというお話でございます。しかし、現状は居住棟が四割の完成である、こういうお話でございました。その開所が延びた理由、それから現在の現場の状況で、四十六年度からの開所は間違いないかという点、お伺いをしたいと思います。

○坂元政府委員 いまお尋ねのように、確かに四十五年の一月ごろを想定してまして開所いたしましたという計画で当初走ってまいりましたことは事実でございます。ところが、昨年の夏ごろから秋にかけてまして、建設省のほうでやっていただいておりまして、建設省のほうでやっていただいておりまして、工事の遅れは、三ヶ月程度おくれいているというところが出てまいりましたために、四十五年一月という開所時期を、大体三ヶ月ぐらいくら減らすを得ないだろうということによりまして、四十

六年の四月から開所をする、こういう形になったわけでございます。

それから第二点の、十月ごろに完全に完成するかどうかという点でございますが、私どもとしては、いま申しましたように、昨年のそのような工事のおくれは非常に申しわけないと思っております。完全には完了するのはいくつごろだろうというのを建設省当局ともよく協議をいたしまして、間違いない、おそくとも本年の十月には全部完了する、これははっきり申し上げていいのではないかと、私どもはかような確信を得まして、したがって四十六年の四月という開所期日をきめた次第でございます。

○渡部(通)委員 もう一つ、当初の目的から、合併を含みますけれども、重度精薄だけを目標にしていらしたのかどうか。なぜ精薄だけにしほられたかという点をお伺いしたいと思ひます。

○坂元政府委員 昨日の田邊先生の御質問にもお答えしたとおりでございますが、私どもの計画の最大の寄りどころでありました、いわゆるコロニー懇談会なり、コロニー建設推進懇談会等の御意見は、大体精薄なりあるいは肢体不自由とかいうものを合せて千五百人ぐらいをめどにするという御意見を出していただいたわけでございます。私どもも当初はさうな線によつて計画を進めてまいりましたけれども、片一方、肢体不自由関係につきましては、若干まだ一部に異なった意見があるわけでございます。やはり肢体不自由関係はどうしても、いわゆる社会復帰をすることができるよう努力をしなければいかぬ、そういうようなものであります。片一方、重度の精薄者というものは、社会復帰というのを目標にいたしまして、可能性の非常に少ない方々がたくさんおられるわけでありまして、したがって、そのような事情をあわせ考えまして、とりあらず一次計画におきましては、五百五十人という重度の精薄者というものを重点としまして入所対象者をきめていったほうがいい。したがって

まして、決して肢体不自由関係は今後入所の対象にしないというわけではございませんで、昨日も申し上げましたように、肢体不自由関係というものはいつの時点で、どういふような形でこの対象にするかにつきましては、もう少し各方面の御意見等をお聞きしながら、一つの結論がまとまり次第、その結論に従つて対処をしていきたい、かように思ひまして、精薄関係を今回五百五十名の中の重点といたした次第でございます。

○渡部(通)委員 その御意見もよくわかるのですが、私は、職員がたまたまないのでないか、こういう御同情を申し上げるわけです。ですから職員のことについて、開所当時は、いまの御答弁で、大体基幹職員として四十六人を予定しておられる、こういうことでございまして。これは収容されたい方も一生となれば職員も一生というふうな気がいたしまして、実際あそこの重度の患者の群れなどというものは、こういう表現を使うとおこられまふけれども、地獄といつても過言ではないほどみじめな場合もありますし、そういうところに付き添つて、そこで一生生涯暮らすなどという職員は、一体集まるのかどうかという心配がございまして、さしあたって四十六人の基幹職員というものは確保できますでしょうか、どの程度進められているのか、またその内訳、職種とか人数別、その辺をお知らせいただきたいと思ひます。

○坂元政府委員 四十五年度予算に計上しております。いづれ看護婦さん採用なさるようです。医療施設等も来年度は予算をつけるかと伺ひました。この人手確保というところはたいへんなことだと思ひますが、その処遇をどういふふうにお考えになつていらっしゃるか、給与、待遇ですね。

○渡部(通)委員 いずれ看護婦さん採用なさるようです。医療施設等も来年度は予算をつけるかと伺ひました。この人手確保というところはたいへんなことだと思ひますが、その処遇をどういふふうにお考えになつていらっしゃるか、給与、待遇ですね。

○坂元政府委員 職員のいわゆる定数と申しますか、数をできる限りふやすということが一つと、それからいまお尋ねの職員の待遇というものをできる限りよくする、これが最大の目標でございます。したがって、先ほど来から申し上げておりますように、職員の数もできるだけふやすというところが一つと、それからいまお尋ねの職員の待遇という点につきましては、従来からやっております

ます重度の施設に入つておられる方をめんどろを見ておられる職員の待遇等につきまして、いろいろ加算制度とかあるいは重症心身の場合は重症児指導費というふうな形で予算を計上しまして待遇改善をはかつていくわけでございますが、今後このコロニーの場合の職員の待遇改善につきまして、従来のそのような類似の施設に働いておられる職員の方との関連も十分考えながら、できる限り待遇をよくしていきたい。何ぶんにも、国としての初めての計画でございますし、また初めての施設でございますので、一般の方々の期待にだけ応答するのではなく、この処遇というものが一番大事なことでございまして、明四十六年度の予算等におきまして、そういう基本線を堅持しながら、できる限り努力をいたしたい、かように思つております。

○渡部(通)委員 いま、できる限りという御強調をなすつたお話でございますが、少々のことではとても働き手はないと私は思ひます。やはり、公務員並みあるいはそれより少しいくらいのところではとても行き手はないのではないかと、こう思つてございまして、結局、実質、コロニーの運営がうまくいかないということになると、また大蔵省との折衝にあつては、厚生省として主体的に運んでいただきたいと思ひます。その点で事務次官いかがでございますか。

○橋本(龍)政府委員 非常にお答えのしにくい御質問なんです。簡潔に申し上げてしまふならば、大蔵省との折衝で私どもが全力を尽くすというのを申し上げる以外にありません。しかし、いま御指摘になりました点が、ある意味では先ほど川俣委員から御指摘のありました点にも結びあつてございまして、いわゆる厚生省の直轄という形でこのコロニーが運営をされておりますと、率直に申し上げて、いわゆる国家公務員の給与体系をそっくり乱すわけにはまいりません。いかに採用が困難な状況でありましても、そ

御質問でございます。

私どもも、この点については非常に気を配つてある点でございます。今年度の四十六名の職員につきましては、事務関係、それから評価関係は何か採用が可能かと思ひますが、問題は直接に介護に当たります介護職員となるべき保母、指導員でございますが、この二十六名の保母、指導員の採用につきましては、私どもとしてはできる限り国立関係及び公立関係、そのようなところからある程度の経験者を持つていきたいというところとで、もし法案を成立さしていただきますならば、できる限り早くそのような関係機関と接触をいたしまして、保母、指導員の二十六名というものの採用計画を具体的に樹立をいたしまして、何とかしてスムーズに採用計画が実現できますよう努力をいたしたい、かように思つておるわけでございます。

○渡部(通)委員 その基幹職員の中には看護婦が入つておりませんか。

○坂元政府委員 今年度の四十六名の中には看護婦は入つておりません。と申しますのは、四十六年の四月から入所者が入つてまいりますので、その四月から入所者なり看護婦等の専門職種というものは四十六年の当初から採用いたすような計画を持つていくわけでございます。

○渡部(通)委員 いずれ看護婦さん採用なさるようです。医療施設等も来年度は予算をつけるかと伺ひました。この人手確保というところはたいへんなことだと思ひますが、その処遇をどういふふうにお考えになつていらっしゃるか、給与、待遇ですね。

○坂元政府委員 職員のいわゆる定数と申しますか、数をできる限りふやすということが一つと、それからいまお尋ねの職員の待遇というものをできる限りよくする、これが最大の目標でございます。したがって、先ほど来から申し上げておりますように、職員の数もできるだけふやすというところが一つと、それからいまお尋ねの職員の待遇という点につきましては、従来からやっております

ます重度の施設に入つておられる方をめんどろを見ておられる職員の待遇等につきまして、いろいろ加算制度とかあるいは重症心身の場合は重症児指導費というふうな形で予算を計上しまして待遇改善をはかつていくわけでございますが、今後このコロニーの場合の職員の待遇改善につきまして、従来のそのような類似の施設に働いておられる職員の方との関連も十分考えながら、できる限り待遇をよくしていきたい。何ぶんにも、国としての初めての計画でございますし、また初めての施設でございますので、一般の方々の期待にだけ応答するのではなく、この処遇というものが一番大事なことでございまして、明四十六年度の予算等におきまして、そういう基本線を堅持しながら、できる限り努力をいたしたい、かように思つております。

○渡部(通)委員 いま、できる限りという御強調をなすつたお話でございますが、少々のことではとても働き手はないと私は思ひます。やはり、公務員並みあるいはそれより少しいくらいのところではとても行き手はないのではないかと、こう思つてございまして、結局、実質、コロニーの運営がうまくいかないということになると、また大蔵省との折衝にあつては、厚生省として主体的に運んでいただきたいと思ひます。その点で事務次官いかがでございますか。

○橋本(龍)政府委員 非常にお答えのしにくい御質問なんです。簡潔に申し上げてしまふならば、大蔵省との折衝で私どもが全力を尽くすというのを申し上げる以外にありません。しかし、いま御指摘になりました点が、ある意味では先ほど川俣委員から御指摘のありました点にも結びあつてございまして、いわゆる厚生省の直轄という形でこのコロニーが運営をされておりますと、率直に申し上げて、いわゆる国家公務員の給与体系をそっくり乱すわけにはまいりません。いかに採用が困難な状況でありましても、そ

れに對して考慮の払える範圍には限界がありま
す。そういう意味でむしろこういう特殊機關をひ
とつ設置をさせていたがたいと申し上げておる
理由がそこにもあるわけでありまして、むしろ、
それでも一定の限界はあると思ひますけれども、
少なくともこの施設が運営をするに必要なだけの
人員の確保ができないような状況では、これは建
物が立ち腐れでありまして、意味がありません。
その場合には、こういう特殊法人の形をとってま
います中では、給与体系その他についても相当な
考慮が払える余地はあると私も考えておりま
す。ただ、現実問題として、私も常識的にそ
う作業はたいへんだらう、その方々の仕事におけ
るつらさ、労働量、心理的なものはたいへんだら
うということばかりは、どれほどたいへん
なものであるかといふのは、ただ頭で考えただけでは私
どもはわからぬと思ひます。むしろ、そういう意
味では、そうした点にどの程度の処遇の配慮をい
たせば来ていただける、十分に働いていただける
方々にお越しを願えるかということ、すべては実
は新しいものであるだけにこれからのことであり
まして、おそらくそういう意味では一時期試行錯
誤を繰り返すような状態もあると思ひますけれど
も、私も私としては、今日、全力を尽くすという
以外に何もお答えしようがありません。その点で
お許しをいただきたいと思ひます。

○渡部(通)委員 たいへん困難な問題だと思ひま
すが、就労の内容から申しまして、特殊性から
申しまして、あるいは、厚生省が今度一つのモ
デルケースとしてコロニーをおつくりになったわ
けですから、その熱意の示しどころと申します
か、そういう意味からも、ひとつ職員との給与、待
遇だけはきちっとして、喜んで働けるようにして
いただきたい。

そのほかの職員、たとえば技術職員、ボイラー
マンとか掃除婦とか、そういう職員については、
地元を優先してほしいという声を私聞きまし
た。確かにパートタイマーで働いていらっしゃる

る奥さま方などにしてみれば、こういうところで
働いたほうがむしろいいという意見の持ち主もい
るようでございますけれども、そういう点につい
ての厚生省のお考えはいかがでございますよう。

○橋本(龍)政府委員 現在でも、実は、労働者関
係等相当数の方々に地元からの御協力を願つてお
ります。おそらく今後ともそういう状態がこの施設
を運営していく上には相当大きな役割を占める
であらうことは、私もそのとおりだと思ひま
す。ただ、はつきり申し上げまして、私も、
地元の方を優先するとかという原則は立て
ないつもりでおります。というのは、こうした施
設は、あくまでも、その施設に働いていただくに
最もふさわしい方を得ることが一番大切なわけ
であります。ただ単にその資格をお持ちであるから
というだけでは、こうした施設にお働き願
う、それが一番だとは私は思ひません。むしろ、
多少遠くからそれこそお移りを願うにしても、よ
り適当な方があれば、そうした方々を私も求
めるつもりでありますので、おそらく実態上地元
の方々が相当多数お入りになり、またお手伝い
願うとは思ひますけれども、地元優先というよう
な原則を今日立てるつもりはございません。
○古寺委員 いまの質問に関連してお尋ねいたし
ますけれども、四十六年の四月から入所をさせる
わけでございますが、それまでにはたして人員の
確保というものができるのかどうか。それから、
先ほどの局長の御答弁によりまして、収容者二人
について職員が一人、こういうお話がございま
したが、いろいろな重度精神者の実情を見ますと、
少なくとも一人に対して一人、あるいは一人に対
して二人ぐらいの保母さんその他が必要になつて
おりますが、こういう点については、厚生省とし
てはどのようにお考えになつておられるのか、お尋ね
したいと思ひます。

○橋本(龍)政府委員 理想とすれば確かに、収容
される方一人に対してむしろ逆に介護職員を含め
て複数の方がつくくらいにまでできれば、これは
最も望ましいことであります。しかし、先刻から

逆に御指摘をいただいておりますように、現在何
とかして患者二人に対して一人の職員をつけよう
というところでむしろ困難ではないのかという御
指摘を受けるぐらい、実は求人は大きな問題にな
るわけでありまして。そうしますと、現実には、いま
収容者一人に対して一人あるいは複数というよう
なことは、言うべくしてほとんど不可能とも言
える理想論であります。そういうところまでむしろ
わが国の福祉施設——コロニーばかりではござい
ません、福祉施設全体について、むしろそうした
ところまで行き得る水準をつくり出せれば、私も
もととしてはこの上ないことでありますけれども、
現在では、遺憾ながら、まだそれには間がござい
ます。私も、いま何とか二人に一人の職員を
確保したいということに全力を傾けておる最中で
ありますので、むしろできる限りの御協力をお願い
したいと思ひます。

○古寺委員 二人に一人ですと、IQ三五以下の
重度の精神者については、いろいろな心身障害も
ございまして。十二分にこのコロニーの目的の機能
を発揮することができないのではないかと私は思
うわけですが。入所する方々の家族や、あるいはい
まままでめんどうを見てこられた方々の立場を考え
ますと、安心して精神者をこのコロニーにお預け
することができない、こういうような心配も当然
あるのではないかと、こう思うわけでございます。
それから、いままでの例を見ますと、国や県がつ
くった施設を法人にしますと、どうしても定員が
十分に満たされない、そういうような傾向がござ
いますけれども、今後このコロニーについては職
員を、定数をふやして十二分にこの機能を発揮し
ていくお考えがあるのかどうか、その辺のお考え
を政務次官にお伺いしたいと思ひます。

○橋本(龍)政府委員 私どもは、それこそわれわ
れの能力の及ぶ限りにおいて、こうした施設に御
協力を願える人材を発掘して、その方々の御協力
を得ながら、できる限りの運営をしていくつもり
でおります。

○渡部(通)委員 役員についてちょっとお尋ねを
したいのですが、理事長一人、理事三人以内、監
事一人ということでございますが、どういふお方
を考へていらっしゃるか、あるいは常勤、非常勤
はどうなつておりますでしょうか。

○橋本(龍)政府委員 常勤、非常勤という点から
お答えをするならば、これは役員は非常勤であ
りますが、人選等については、先ほど川俣委員にも
お答えをいたしましたとおり、まだ私も、
どういふ人物が適当であるか、むしろいまこれ
も人材発掘中の段階でありまして、まだ決定をい
たすところにはまいっております。

○渡部(通)委員 天下り人事のことについては、
きのうからいろいろ質疑がございましたので省
きますが、ぜひ適当な人間を選んでいただきたい、
これを要望するにとどめます。

十三条ですけれども、ここに、営利を目的とす
るものと兼任あるいはみずから営利事業に従事し
てはならないとあります。そのただし書き以下で
すが、「厚生大臣の承認を受けたときは、この限り
でない。」これは具体的にいいますとどういふこと
になりますか。

○坂元政府委員 法律の十三条に、役員は厚生大
臣の承認を受けるという要件に合致しない限りは
営利事業に従事していかぬ、こういうような規定
になつておりますが、これは大体いわゆる公社、
公団等についての普通の場合の例文でございま
して、まあ例文に従ひまして法律の規定がござ
いまして、あるわけでありまして、私も申し上げ
ては、できる限り、法律にはこのような規定があつた
としまして、営利事業に關係をされてない方
を役員の選考対象にしていく、こういう方針でい
くようなことを考へておるわけでございます。

○渡部(通)委員 例文で入れたと言つてしま
えばそれまででありますけれども、やはりこういう
事業の性格上、なるべくというよりは、絶対に、営
利を目的とする人が役員になつたりということは
避けたほうが信頼度は強くなると思ひますし、そ
う要望したいと思ひます。

もう一つ条文ですが、次の十四条で、協会と理

事長の利益が相反したときは、監事が協会を代表することに於てありますが、この監事の性格はどうかというふうになりましよう。あるいはこういう条文を想定した以上は、こういうことがあり得るというところをお考えと思いますが、具体的にどういふことが予想されるのかということでは。

○坂元政府委員 この十四条もまた例文でございまして、大体例文どおりの規定を法律案に掲げてあるわけですが、監事というものの職務内容は、これは御存じのように業務監査、もちろん会計監査を含めての業務監査全般をその所掌事務としたというわけでございます。したがって、協会と理事長との利益が相反するときは、理事長は代表権を持たないで、監事というものが協会を代表するようなことに相なるわけでございますが、具体的な例としては、たとえば、こういうことはほとんどないかと思ひますが、一つの觀念論として出てまいります例としては、理事長個人の不動産等を協会に売却するといふような事例がかりにあって、その事例が協会と理事長との間に利害が相反するといふような結果にかりになったような場合を一応想定して、普通の法律におきましては、このような例文的な規定を入れて、かように承知をいたしております。

○渡部(通)委員 次に、入所の対象について伺いたのですが、大体千五百人を収容できるに至るのはいつと見通していらつしやるでしょうか。

○坂元政府委員 昨日も大臣から御答弁申し上げましたように、当初は五百五十名で出発をするわけですが、千五百名程度を最終的な目標とかりにしますと、この千五百名というものをいつの時期に収容が完了するか、この点につきましては、実は私も昨日申しましたように、まだ確たる具体的な計画を持っていないわけでございます。四十六年度から五百五十名の収容を対象としまして一応スタートしまして、その運営の実態等を十分見まして、また各方面の御意見等も十分

承りながら、四十七年度以降の計画というものをどのようなことにするか、そこあたりはもうちょっとそのような運営の実績なり御意見等を承つてから計画を樹立してまいりたい、かように思つてゐるわけでありま。

○渡部(通)委員 その辺もう少し確たる見通しを実は持つていただきたいと思つてございませう。来年五百五十名、どのくらいの入所希望者が殺到するかわかりませんが、コロニーとして次の計画なり次の見通しなりがあれば、来年度ふるいにかかれた人たちに對しても、もう一年お待ちくださいとか、あるいはもう二年お待ちくださいといふようなことが、ある程度希望を持たせるといふことも考えられるわけでございます。その辺の見通しといふものはもう少しはつきりしていただきたい、こう思ふようなわけでございます。いずれにしても、重度の身障者をかかえていらつしやるおたなどというものは、私も何軒か回つてみて、悲惨の上ないこととございまして、これを引き取つていただけたらと、たいへん希望があると思ひます。この選択は公平にやらなければならぬこととございしますが、どういふ基準と方法をお考えになつていらつしやるか、その点をお示しいただきたいと思つております。

○坂元政府委員 もちろん、全国的な立場で入所者を決定しなければならぬわけでございます。したがつて、現在の私どもの一応の考え方としては、各都道府県知事と申しますか各都道府県に一応の選考をしていただく、そして選考していただいた方を、このコロニーの中に評価関係の専門職員が置かれることになっておりますので、そういう評価関係の専門職員の方が各都道府県から出てまいります入所の希望者といふものを、具体的に医学的な立場あるいは心理学的な立場、教育学的な立場、いろいろ各般のファクターを総合的に勘案し、審査をいたしまして最終決定をする、大体手順としてはかようなことに相なるかと思ひます。各都道府県の場合におきま

てどういふような基準で選考するかにつきましては、まだ私どもとしては具体的な一つの基準といふものをいまのところ持つておりませんが、できるだけ早急にそのような一つの目安といふようなものをつくりまして、各都道府県にお示しをしたい、かように思つてゐるわけでございます。

○渡部(通)委員 沖繩がそのうち返還になつてくるわけですが、沖繩の重度精薄者もやはり収容なさることになりますか。

○坂元政府委員 沖繩関係の方ももちろん本土と一体的に考えてまいりたい、かように思つております。

○渡部(通)委員 コロニーといふ一つの、これは高崎村とこいわれてゐるような状況に今度地域社会を形づくることになると思ひますけれども、そこでの社会性といふことは私はたいへん大事な問題になつてくると思つております。総合施設といふたてまえから授産所あるいは農場地域、こういうことも予定されていらつしやるようでございますが、重度の障害者であつてみると、なかなか授産所を利用したり農耕に従事するなどといふことはちよつとほど遠い感じもいたします。ひがんだ見方をすれば、へたをするよりかは捨てる山になつていふところになつてしまひはしないか、あるいは隔離された集團としてそういう地域社会を形づくつてしまひはしないか、こゝろが非常に心配でございます。そういう授産所、農場地域等の具体的なプランあるいは一般社会、世間との接点といふ点がどういふふうに考えられているか。重度的な場合ですと、その家族が足しげく通つてきたのが、だんだん遠のいてしまふといふのが従来の実情でございます。そういう社会性の問題についてはどういふ御配慮がなされてゐるか伺ひたいと思ひます。

○坂元政府委員 このコロニーといふものは一つの地域社会といふふうに称せられてゐるわけでございますが、いまお述べになりましたように、一般社会と断絶するといふようなことは私どもは避けなければいかぬ。やはり一般の社会と何らかの

意味において交流をし、接触を保つということですが、このコロニーの運営がうまくいく一つの理由であらうと思つてゐるわけでございます。そこで昨日も御質問なり、御答弁を申し上げましたように、地域社会、一般の社会との関係を何らかの形において断絶されないような方向に持つていくために、いろいろな創意工夫を今後やつてまいらなければいかぬといふふうに考へてゐるわけでございます。たとえば授産事業をやる、農耕なり牧畜の事業をやるというふうな場合も、やはり一般の社会との関係をそこに一つ関連づける方向で、授産事業の場合の事業の品種、品目、つまりどのような授産事業をやらせるか、また一般社会との関係においてどのような事業なり何なりが一応需要があるのか、そういう点も十分勘案しながらこの授産事業の品種も選んでまいらなければならぬ、私どもはかように思つております。

それから、重度の精薄の方から授産事業なりそのようなことに適しないのじゃないかといふこととでございますが、私どもとしては、できる限りこのような重度の方であつても、その能力といふものを最大限發揮できるように、また残存能力といふものをできる限り開發するような方向で、日常の生活指導なりあるいはいろいろな訓練指導をやつていく。そして何となくそこに自分の力で日常生活ができるようになつていく。そういう一つの方向としまして生産活動といふものを考へられてゐるわけでございます。一般の社会と断絶するような方向にこの運営がいくといふことは避けなければならぬし、またできる限り自分の能力といふものを活用できる方向に諸種の生活指導なり生産活動の運営もやつていきたい。そのためにはいろいろ今後創意工夫といふものをやらなければならぬし、またわれわれコロニー関係者だけでは、なかなかそのような知恵も浮かび上がつてこない場合もございませう。ですから先日来御質問がございましたように、一般の社会との関係において、たとえば運営協議会的なそういうものを持ちながら、この運営ができる限り円滑

に、また一般の方の御期待に沿い得るような方向に持っていかなければならぬ、かように思っておるわけでございます。

○渡部(通)委員 いまの御説明はよくわかるのですが、現状はなかなか容易なものではないと思ひます。むしろ重度の身障児になつてしまへば、一般社会と断絶されてもそれほどの意識はないと思ふのです。ですからそれは、職員関係のほうにも強力にその配慮がなされなければならぬ。あそこに住居棟までつくつていただいて家族ともども入り切りで、たまに高崎に出ていくくらいではたいへんみじめな思ひだと思ひます。家族様もあるそうですから、御家族の問題もあると思ひます。そういう問題について私は看護職員以外には、できれば町から通つてくる職員をお使いになつたほうがいいんじゃないか。そういうことで地元優先ということを申しました。そういうのもろもろの点を考えてみますと、あそこ生活状況というものを現実におもひつかつてみましたら、考えれば考えるほど職員の待遇というか、職員をどう遇するかということが一番問題になつてくる。

大臣がお見えになつたから伺ひたいのですが、これから人手の確保ということが一番大事な問題でして、先ほどその問題は申し上げたのですけれども、職員をどう遇してくださるか。大蔵省との折衝でほんとうに厚生大臣、力を出していただいて、給与ベースをせむとも引き上げていただきたい。公務員にプラスアルファではとても集まるものではないし、せめて五割増し、二倍、そのくらいは処遇をしていただかせんと人手が集まらないのではないかと。その点についての大臣の御見解をお願いしたいと思います。

○内田国務大臣 せっかくこうしたりつばな総合施設ができました。要はそのに従事される専門職員の確保の問題であらうと思ひます。これもまた一方に片寄つた専門職種だけではなしに、総合的なコロニーでございますから、いろいろな方面の専門職員を確保しなければならぬ。そのためにはいまおっしゃるようになります給与の問題も十分

な配慮がなされなければ、なかなか民間その他の方面から交流を促すにいたしても、あるいはまた定着的に職員を確保するにいたしてもできないので、十分給与の面には配慮いたしてまいります。

それからさらに職員の数の問題でございますが、これにつきましても、コロニーに収容される障害者の数に比べてみて得る限り数の多い職員を確保したい。大体私どもの腹つもりでは収容者二人について一人くらいの割合、つまり五百五十人収容いたしますとその半分、ですから二百七十五人ぐらいの職員を確保するような、そういう方向で準備をいたしたいと思つております。

○渡部(通)委員 こういうコロニーは将来またつくつていく計画はおありですか。それとも、いまこれ一つつくつて運営するのたいへんな費用がかかりまして、当分は見込めないということございまいしょうか。

○内田国務大臣 これは当面、これを運営する方針としては、御審議を願つております協会一つでいいと思ひます。しかしその協会が運営する施設は、高崎一カ所に限る必要はないので、したがひまして、この協会はそういう名前がついておりますが、いまの高崎につきましても、高崎コロニーという名前をつけるのか、あるいは希望の園という名前をつけるのか、何か名前をつけることに相なるわけでありまして、今度は他の方面の地域に持つていきました。何々コロニーとかあるいは光の園とかいうような施設をつくつてまいいたはうがいいのではないかと、かように思ひます。と同時に、今日御承知と思ひますが、自分たちの地方でそういう総合的な心身障害者に対するコロニーをつくりたいというような計画や希望がだんだんございまして、したがひまして、今度の施設を一つのモデルにしたがら、そういう地方的なコロニーというものの対しまして国が還元融資をするとか、あるいはできますれば補助金も計上するといふようなことをいたしまして、そういう地方的な総合コロニーというものをひとつ取り入れて

まいりたい、こう思うものでございます。○渡部(通)委員 そこで今後どういうコロニーはどうしてもふえる傾向にいくと思ひますので、コロニーの法制化がどうしても必要になつてくると思ひます。私が願うところでは、たとえば重度の人間ばかり集めておきますと、いま申し上げてきたように、職員等においても非常に献身的な人でなければつとまらないというふうなことになるので、できることなら総合施設として、重度もあるいは軽度の者も収容する施設もある、あるいはそこに訓練機関もあれば、そこから学校に通えるようにもなつていく、そういう一つの社会を形づくつていく方向に考えるべきではないか。そういう立場でコロニーの法制化というものを——こうなつてきますと、文部省も厚生省も労働省も法務省も、いろいろからんでくると思ひます。それを一切総合した意味の法制化というものを考えていただきたいと思ひます。

○内田国務大臣 今回御審議をいただいております法律は、その施設を経営する主体の法律でございます。いまのお話は、そういう主体や入れものだけの法律ではなしに、運用についての実地法を考へろ、こういうお話だと思ひます。一応、御承知のとおり、児童福祉法でありますとかあるいは精神薄弱者福祉法、身体障害者福祉法というふうなものがございます。おそろくそれをもつてしてもカバーし得ないようなものについての御意見だらうと存じますので、これはせつかくこういふ入れものあるいは主体ができるわけでありまして、中身の運営については一つの基準法というふうなものについても将来検討をさせていただきますと思ひます。

○渡部(通)委員 児者の一元化についてもいかがでしょうか。子供と成人ですね。これが分かれて取り扱われているようでございまして、これもやはり統一すべきだと思ひます。

○内田国務大臣 これはいま審議会で検討をいただいておりますが、私なども児童福祉法というものが別扱いになつておりますために、児と者が

違つた法律によつて規制されておりますので、初めは厚生大臣になりたてでたいへんまごつきました。したがつてこの問題も審議会で検討していただいております。

○渡部(通)委員 それはよろしく促進方をお願いしたいと思ひます。

同時に、いま本委員会が身障者の総合基本法が小委員会を進められておりますが、これがすみやかに促進されるように委員長の方にお願ひをしたいと思います。

○倉成委員長 承知しました。

○渡部(通)委員 またちよつとこの協会自体の審議とは違ひますが、この身障者の問題がこれほど大きく取り扱われるようになってまいりまして、私、一番痛感するのは、なるべくこういふ子供が生まれなくてもいいという、こつちの発生予防というのをこの際大いに力を入れていただきたいと思ひます。これはまだまだ防げる余地がたゞさる率というものはまだまだ防げる余地がたゞさるあるように思ひます。この間の厚生白書の中にもそれは書かれておまして、「最近、障害発生原因の究明が学問的に進められるとともに、対策も発生予防中心の方向へ積極的に向かつて、積極的に向かつていくというのですから、具体的にどういふふうになつていくのか御説明をいただきたいと思ひます。

○坂元政府委員 御意見まことにございまして、心身障害児者の発生予防につきましても、もつとも医学的な究明をやらなければならぬわけでございます。そういうふうな観点から、私どもとしまして、昭和四十三年度から各種の研究費等を活用いたしまして、継続的に研究を進めてまいつてきております。たとえば進行性筋ジストロフィー症とか、あるいは脳性麻痺とか、あるいは自閉症とか、現在医学におきましてなかなかその成因なり治療法等が不明な分野がいまだたくさん残されておりますので、そういうような心身障害児の発生原因等について研究をやつ

ているわけですが、何ぶんにも事学問の問題に關連する分野が非常に多いわけですが、学問の進歩、医学等の進展と相呼応しながら、そういう未開拓の分野あるいは究明のできない分野を逐次究明しながら、この心身障害者の発生予防等の研究を進めてきているわけですが、今後ともこのような研究費を増額しながら、研究体制というものを整備しつつ、こういう心身障害者の発生予防にはまづ正面から取り組んでまいりたい。内田大臣も、そういうような研究につきまして、われわれ事務局に対して、かねがね非常に強く御指示をいただいておりますので、ますますこのような研究費の増額と研究体制の整備、こういう面に重点を置いていきながら、心身障害者の発生予防に役立たせていきたい、かように思っているわけですが。

○渡部(通)委員 いまたいへん抽象的な御答弁がございましたけれども、先天異常児の発生のおもな原因というものは大體常識的にあげられるのではないかと思いますが、そういう原因の幾つかと、それに対する対策がございましたら教えてください。

○坂元政府委員 たとえば精神薄弱児者でございましたら、その発生原因というものは、たとえば脳性麻痺が、私どもの調査によりますと大體一三%近くございます。それから先天性の障害というものは、たとえば遺伝性を含めまして、妊娠中なりあるいは分べん期等の障害による発生原因というものは大體三三%ございます。したがって、大體四五、六%ぐらいは脳性麻痺及び先天性の障害というものがこの原因になっているわけですが。

私どもとしましては、このような事実を背景にしまして発生予防の対策をいろいろ考えているわけですが、その一番大きなものはやはり母子保健対策でございます。従来から母子保健法によりましていろいろな健康診断あるいは健康診査、あるいはまた未熟児の対策あるいは先天性の

のをやっているわけですが、四十五年度におきましても妊婦なり乳児につきまして、いままで低所得者だけの健康診査というものを公費で実施いたしていただいていたわけですが、四十五年度予算におきましてはこれを大幅に拡大しまして……(小林(進)委員)ちつとも大幅じゃないよ(と呼ぶ)最高の所得者、つまり相当な高所得者以外は、国民の大部分がこの公費によりまして健康診査を受けられるような予算措置を講じているところでございます。

○渡部(通)委員 これは重ねて大臣にもお願いしたい問題でございます。ある学者のデータによりますと、心身障害者が生まれた場合、その生活費、医療費などを一人年間三十万円とすれば現在約二千億かかるということでございます。一人生まれたというのに対しては、大體費用というものを考えてみますときに、やはり一人でもそういう不幸な子が生まれないように、この対策を大いにこの際、コローニーがでることに意義づけまして、いま局長の御答弁にありましたように、母子保健対策というものを推進するチャンスではないか、こう私は思っているわけですが、ただいま妊婦の検診等も行なうという予算措置の話もございましたけれども、もつと一貫して母子保健というものを強力に日本の国家としては打ち立てる必要がある。たとえば優生結婚ひとつ取り上げてみても、外国に比べて日本は非常に近親結婚が多い。これがいろいろな不幸な子供が生まれる原因にもなるというところは、当然医学的にも考えられております。あるいはまた脳性麻痺の原因、この脳性麻痺というのは重症黄胆を新生児について検査することによってかなり防げることでございます。あるいは精神薄弱の原因となつてくるものも、やはり新生児のときの尿検査等が義務づけられれば大幅に防げるのではないかと。そういう意味で母子保健というものをこの際早急に確立すべきだ、こう思いますけれども、それに対する大臣の御所見をお願いいたします。

○内田国務大臣 全く御意見のとおりでございます。

す。小林委員からお話があつて、あまり大幅に拡張しないということですが、たとえば妊婦にいたしましては、従来はほとんどに貧困者に対してのみ一般検診、あるいはその結果による精密検診というものを国費でカバーをいたしておつたにすぎませんでした。が、今回の改正によりまして妊婦の八五%の方々が国費による一般検診並びにその結果精密検診をする必要があれば精密検診まで国費に持つていくことになりました。そういうことで、乳児がまだおあさんのおなかにいる間にまず生まれた後の健康管理をするということから始めまして、生まれた直後の乳児につきましても、従来は保健所等で検診をし、またそれで異常があつた場合に精密検査は一般の医療機関に回しておつたというもので、今回はそれらの幅も妊婦に對すると同じように広げまして、生まれる前後のある期間に一般検診並びに精密検診を集中してやろう、こういうことになりました。したがっていましてフェニルケトンとかあるいはいままおつしやる小児黄胆とか、ほつておけば身体障害児をつくる原因になるおそれるべき病気が生まれたとたんに発見して、直ちにそれに対処していく、こういうような体制を整える基礎が昭和四十五年度の予算でできたわけでございます。このごろ出生率が非常に落ちておりますので、生まれるんとする子供、また生まれた子供はできるだけ健全な子供として育てることが私どもの大きな政策目標であると考えているわけでございます。

○渡部(通)委員 その点はぜひ鋭意努力をして進めていただきたいと思います。

最後に厚生大臣に御要望いたしますが、今度の協会は、やはりコローニーに対する監督は全部大臣の責任になつていらつしやるので、その監督の方針と具体的な案とお持ちでしたらひとつお聞かせいただきたいと思います。と申しますのも、先ほどから一貫して申してまいりましたように、重度の障害者のみを扱うという特殊な地域社会になりますし、それから、こんなことはあり得ないと仰せでございますけれども、先般来、施設の

あちこちで障害者のみじめな実態が紹介されたこともありました。間々すると、世間から葬り去られて、そういうことにもなりかねないし、そこで働いている職員等も、いままつと御答弁にありましたように、たいへんに人手不足、人手の獲得は困難でございます。そういう中で苦勞しながら長い間そこで働いていると、やっぱり人間もいやになることもありますし、いろいろな意味でこの監督、激励というものは非常に大事になると思ひます。そういう意味で大臣の方針を最後に伺ひたいと思ひます。

○内田国務大臣 ごらんのように、法律の中にも政府の監督規定を嚴重に入れてございますので、それが生きるような監督をいたしてまいります。また政府だけの監督をもつて足れりしないので、法律にはございせんけれども、政府並びに理事機関のほか、いわば運営協力委員会とでも申しますか、そういうような機構も運営規則等をもつてつくりまして、各方面の理解者、実力者、そういう方々もこの協会の運営に御参加を願つていく、こういう考え方でおりますので、せつかくの渡部委員の御忠告を十分体しまして、遺憾なきを期してまいる所存でございます。

○倉成委員長 西田入郎君。

○西田委員 ちよつと委員長にお伺ひするのですが、大臣は一時にお歸りになるんですか。

○倉成委員長 はい。

○西田委員 それでは最初に大臣に質問したいことがあるのですが、最近新聞紙上に有害石けんという記事が出ました。これは皮膚を荒らしたり、顔に傷をつけたたりしてゐるわけですが、その石けんの原料のピチオノールというものが原因のようであります。これの使用禁止の処置を厚生省としてとられておると思つてゐるわけですが、いづつごろそれに対する使用禁止をされておるのか、まずそのことから、これは大臣じゃなくとも関係官の方でもけつこうですが、お伺ひいたします。

○内田国務大臣 ピチオノールという化学合成品がございまして、それが化粧品やあるいはまた医

薬部外品などに用いられることがあるそうでございます。石けんなどに用いる場合には、消毒薬として用いられておったようでございますが、たまたまこれが日光に当たりますと、かえって皮膚を荒らしたり、発疹を生ずるといふような事態が判明いたしましたので、先般直ちにその製造会社に對しまして製造禁止、また製造されて売り出されているものにつきましては回収を命じました。と同時に、このビチオノール使用の基準につきましても、むしろこれは使わせないという方向がよろうというところで方針を打ち出しております。幸い、御指摘のビチオノールを用いてつくった石けんが売り出されている会社は、日本じゅうでただ一社でございますので、事が大きく広がらないで済みましたことは、私どもも不幸中の幸いだと思っております。

○西田委員　そうすると、いまのお話ですと、ビチオノールの使用を禁止されたのは最近のことですか。

○内田国務大臣　実は前から、法律あるいは省令等による禁止ではございませんけれども、その自粛を求めておりました。

○西田委員　それでは、前から求めておられるにかかわらず、そういうものが使用されておったというところについて、これはやはり薬用石けんという名前前で売り出しておる商品でありますから、監督を厳重にしておく必要があるのではないかと。実は昨年私が、その石けんのためだと思ふのですけれども、ひどい荒れを起しまして、医者に見てもらったけれどもどうにも原因がわからなかった。それで一ぺんその石けんの使用をとめてみるというので、とめてみましたところが、すっかり引いてきたわけですね。引くの十日ほどかかったわけ、警察の調べならこれは一週間以上の重症ということになるわけですから、非常にひどい経験をいたしました。したがって、こういうことは早くからわかっておったのなら、これは禁止を命じておるなら命じておるで、もつと監督が厳重に行なわれなければならぬと思ふ。

うのですが、その点どうしてこういう薬用石けんとか名のついたものが市場に回っておったのか、その辺のいきさつについてひとつ伺いたいと思ひます。

○内田国務大臣　ビチオノールは、消毒剤としては効果があるわけでありまして。しかし同時に、これは薬品類似のものでございますので、今回指摘されたような副作用もあるわけでありまして。でありますので、その使用について警告をいたしてきておりましたが、今回は現実にはその副作用のほうに表に出てまいりましたので、単に警告どころではなしに、品質基準等においてビチオノールの削除をはっきりさせる、こういう方向で思い切つて進むことにしたものでございます。

○西田委員　実はアメリカでは三年前にこれは禁止がきまつておるようです、学会におきましてもこの問題について二年前に厚生省に対して答申といひますか、意見具申といひか、そういう形ではなされておったというふうにお聞きしておるわけでありまして。そういう事実があったか否か。

○加藤（感）政府委員　ビチオノールにつきましては、先生御指摘のように、アメリカでは約二年前に医薬品からビチオノールを削除するというところをやりまして、そういう情報も私も入っております。それで厚生省といひましたも、二年前から医薬品、それから医薬部外品、化粧品につきましては、ビチオノールが入っているものについて、これを入らないものに切りかえろという行政指導をやつておたつたわけでございます。私どもとしては、それが完全に行なわれているというぐあいに考えておたつたのでございますが、今度のようになまだビチオノールを含んだ石けんが出ておたつたというところは、私どもの行政指導が確かに徹底を欠いていたということで、その点まことに申しわけないと思つております。確かにビチオノールによりましてそういう皮膚の障害が出ておりますから、今後はこういうことのないように、行政指導の徹底を期したいというぐあいに考えております。

○西田委員　法案の審議中に若干緊急にこういう問題を出しまして申しわけないと思ふのですけれども、これは重要な問題で、今日社会的な一つの事件になっておるわけですから伺ひしておるわけですね。

そうすると、厳重に申し渡すということですが、けれども、しかしそれが出回つておたつたということやがやはり問題ではなからうかと思ふのです。したがって、今後こういう問題について、厚生省としてどういう処置をとるか、大臣からひとつはつきりしたところを聞かしていただきたいと思ひます。

○内田国務大臣　先ほども述べましたように、効用面にのみ着目して、そしてその製造を見守つておつたが、いまのようなお話も出ましたので、警告を与えておつた、こういうわけでありまして。

〔委員長退席、佐々木（義）委員長代理着席〕

しかし現実にはこういうような間違いが外にあらわれてまいりましたので、今度ははつきり基準をつくつて、基準はおそらく省令に基づき告示ということになるのでありまして、従来のような行政指導から、はつきりした制度上の禁止措置に踏み切る、こういうことをいたしますので、御了承をいただきたいと思ひます。

○西田委員　よくわかりました。ただ私が要望しておきたいのは、情報化社会でありますので、いろいろな情報が世界各国から集まつてくるわけでありまして、そういうものが判明した場合には、やはり十分な処置と監督、それから指導というものを今後厳重にひとつやつていただくように要請をしておきたいと思ひます。

次に、現在の法案に対して質問するわけですが、これも大臣にお伺ひしたいのです。

先ほどの渡部さんの御質問に對しまして、これは協会であつてコロナーを運営し管理する、いわゆる身体障害者の福祉を守る一つのパート、部分としていわゆるコロナーという施設を運営をする協会だ、こういうことで説明を聞いたように思ふのですけれども、それに間違いないのですか。

○坂元政府委員　さようでございます。

○西田委員　そうしますと、現在大阪府立あるいは兵庫のセンター、あるいは神奈川県に身体障害者更生指導所、和歌山の琴の浦リハビリテーションセンター、いろいろあるわけですね。さらにまた、身体障害者といふのは全国に広がつておられるわけでありまして。そういう人が、今後の社会復帰をするという意味で一つのコロナーに入所をする、そして今後残存能力を生かしていきつていふような設備は、高崎一つでは私はいふに足りな

いと思ふのです。したがって、そうしたことを今後計画するに於いて、その計画はできた協会がしていくのか、それとも厚生省がされて協会に移管されていくのか、その辺はどうなんですか。

○坂元政府委員　今回御提案申し上げております法律案によりまして、高崎に現在建設中のいわゆるコロナーを運営するための運営主体として心身障害者福祉協会の御提案申し上げているわけでございます。

そこで、お尋ねの各都道府県ごとに地方的ないわゆるコロナーといふものをつくつておることはそのとおりでございますが、こういう地方的なコロナーの運営主体として、この法律に基づき協会がやるかどうか、これは、私どもとしましては、ただいまのところはさうな考え方を持っております。しかしながら、先日厚生大臣からも御答弁申し上げておりますように、地方コロナーといふものを今後どういふふうにして整備していくか、あるいはまた、高崎にありますが国立のいわゆるコロナーを、今後全国的にどのような形で整備をやつていくか、こういう基本的な問題は確かに問題としてあるわけでございますので、そういう将来の計画等を十分勘案しながら、いま厚生省としまして地方コロナーと関連したいいわゆるコロナーのあり方といふものについて研究を進めていく段階でございます。

○西田委員　この点は、この委員会では社会保障の問題について大臣と討論をしたところでありますけれども、そうしたいろいろな形で府立ができた

さらにまた、今後新しくつくるものはすべてこ

ような特殊な施設で働いていただけの職員は養成
 というものは非常に大事でございまして、その
 法律案の中にもございまして、この協会自身
 もそのような養成訓練の特別な施設を持つよう
 になつておりますし、四十六年度以降そのような養
 成的な機能も予算化してまいりたい、かように
 思つておるわけでございます。

○西田委員　次に、法文の内容を若干お聞きした
 いのですけれども、役員の中の監事が一人になつ
 ておるわけですが、先ほどの答弁を聞いておりま

すと、監事は業務監査を含めて会計監査をやる。さらに理事が事故あるときには監事が代行するといふのがあります。そうしますと、監事一名といふことではゆるゆる業務監査並びに会計監査を一人十分できるかといふことですね。これは、こうしたほうの監事というものはやはり複数でやったほうがより正確を期するし、より誤りをなくするのではないかとふり思ふわけなんです。したがって、従来の慣例だといふことで一人にしておられるのか、あるいは監事一人でも十分やうにいける人を選ぶんだといふことで一人になさったのか、その辺のところを、監事一人にせられた理由をひとつ聞かせていただきたい。

〔佐々木義委員長代理退席、委員長着席〕

○坂元政府委員 監事を一名として規定しております理由は、いま先生申されたとおりでございます。大体この種のいわゆる事業団等につきましましては、一名が普通の例であるといふこと、それから、明年度から開所をいたします場合の五百五十名という収容定員から勘案いたしますと、とりあえず当面の措置としましては、監事一名といふことで大体私どもはやっていけるのではないかと、もちろん、監事の職務を決してそのように輕視しておるわけではございませんけれども、業務監査、会計監査、非常に監事としての職務内容は重要でございますが、業務量等の関係からいまして、大体当面は監事一名で何とかやっていけるのではないかと、もちろん私どもは、監事の職務は重要でございますので、この監事たるべき人あるいは監事になつてもらうべき人には、十分そのような面を配慮していただくようにお願いをいたしたい、かように思つておるわけでございます。

○西田委員 それから、財政の点で協会が借入金をする場合、これは規定があるわけですから、協会の協会は金借りてやるよりな何か独自の事業はあるのですか。

○坂元政府委員 法律案の中には一時借入金の規定もございまして、これもたびたび申して恐縮でございますが、通常の例文に従つて入れたわけでは

ございます。この高崎につくります国立のコロニーにつきましては、おそらく借入金というよりなことが起きることはまあない、私どもはかように思つております。先ほどもお答えいたしましたように、もし何らかの意味において赤字なり何かが生じたというような場合は、当然国のほうにめぐらしていただくわけでございます。

○西田委員 どうもその辺がすっきりしない。まずないだろうといふような予測がありながら、法律のていさいう上借入金を書くのだ。そして、今度法律ができてしまつと、法文がありますから借り入れすることができ、こういふふうになつてくるので、これは国立でありますし、しかも身体障害者の福祉施設であります。そういう点からいって、協会自身が借り入れをしなければならぬ。短期にいわゆる仮受けのような形で使うものを言つておられないと思ふのです。やはり借入金という限りにおきましては、長期のものを考えておられるのだと思ふのですが、そうしたものを設けておく必要があるのかないのか、きわめて疑問に思つておるわけですから、いかがでございますか。

○内田国務大臣 この協会が行なう借入金は、お尋ねがございましたように、協会が何らかの施設を借入金でまかなうといふような用意のために設けておるものではないと思ふので、全く年度内の資金繰り、つまり短期一時借入金といふことで規定を置いておるものではないと思ふ。また、施設の拡張等の場合には、借り入れをしないでも、従来と同じように国がみずから建設をして、施設ができ上がったところでそれを現物出資して、そしてその後の協会の資本金に繰り入れる、こういう形をとつてまいることになるだらうと思ひますので、お尋ねのような意味の借入金の規定ではございません。

○西田委員 次に、先ほど出ておりましたが、職員待遇、これはきわめて重要な問題だと思ふのです。これは前回のこの委員会でも大臣とやりと

りをした。あと大臣からも約束をいただいたわけでありましたけれども、やはり、この種の方々、ほんとうに犠牲的な気持ちで就職をなさると同時に、また、かなり生きがいを持つておやりになつておると思ふのです。そういう人たちが途中で挫折をするとか、あるいはこうした職務に対してきわめて幻滅感を感じるというふうなことがないようない、職員の処遇については、十分御勘案いただきたいと思ふと同時に、やはり現在の公務員の給料そのものは、一般の賃金ベースに比べて場合に低いといわれておるわけでありまして、そういう点から考えましても、やはり十分な措置をとつていただきたいといふふうに思ふわけでありまして、これについての御所見をひとついただきたいと思います。

○内田国務大臣 私どもと西田さんの考え方と同じでございます。でき得る限り私どもも努力をしまして御期待に沿いたいと思ふのでございます。○西田委員 次に、この予防措置についてお伺いしたいわけですが、その前に、現在百五十万人とも百六十万人ともいわれております身体障害者の中の生まれつきの心身障害、いわゆる先天性といひますか、そういう人たちが、それから、あとといひますか、そういう病気の結果、その後遺症として出てきた身体障害者、この比率はどれくらいかおわかりになりますか。

○坂元政府委員 先ほども申し上げましたように、たとえば精神薄弱者を例にとつた場合は、脳性麻痺等の先天性の者が一三〇％くらいでございます。それから、それ以外の、妊娠中なり分べん中の事故、障害等による者が三三〇％でございます。したがって、いわば先天性といわれる者が四五、六％になつておるわけでございます。残りは大体後天性なり、あるいはその他原因が不明、大体こういふような比率になつております。

○西田委員 それで、先日もお願いしたことでありましたけれども、やはりそうした予防措置をするためには、日腦の予防注射の実施であるとか、あるいは小児麻痺に対する、そうした病気を起こさ

せない環境をつくるというところが非常に大切ではないかと思ふわけでありまして、同時に、そうした措置、環境基準をつくるために、やはりかなりな施策といふものが必要になつてくると思ふわけでありまして、したがって、そうした点について、先日の御答弁では、十分やういふことでもありませんけれども、そういう予防措置について、先天性のものをなくすためには母子の健康保全、さらには後天性のものをなくすためには、やはり幼児にかかると時期が多いわけでありまして、乳幼児のころにおける健康の保持といふ点についてひとつ十分なる対策をお立ていただきたいと思ふわけでありまして、その点についてひとつ所見を聞かしていただきたい。

○内田国務大臣 御意見のとおりでございます。でございますので、本年度の予算におきまして、母子保健対策として、その方面にできるだけの施策を充実することにしたいたしました。また、生まれつきの乳児、また児童等につきましても、三歳児の検診ばかりでなしに、でき得る限りその方面の充実も期してまいりたい所存でございます。

○西田委員 一応これで終わりますけれども、委員長にお願いしておきたい。数が少ないからしかたがないのだらうと思ひますけれども、私が発言し出してちょうと三十二分です。あともう十分ばかり発言したいことがあるのですけれども、盛んにやめろという御忠告があるわけでありまして、それならひとつ、先にやつた方々の時間も十分委員長のほうに勘案をして、その制限をしていただきたいと思ひます。少なくともこういふことで発言の制限をされることについては、私は納得できません。このことを委員長にお願いをしておきます。

○倉成委員長 これにて本案についての質疑は終局いたしました。

○倉成委員長 次に、討論に入るのであります

が、別に申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

心身障害者福祉協会法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○倉成委員長 この際、佐々木義武君、田邊誠君、大橋敏雄君及び田畑金光君より、本案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されており、その趣旨の説明を求めます。佐々木義武君。

○佐々木(義)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表いたしまして、本動議について御説明を申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

心身障害者福祉協会法案に対する附帯決議

政府は、本法の実施にあたっては、特に次の事項について配慮すべきである。

一、心身障害者福祉協会の設立の趣旨にかんがみ、その福祉施設の業務については、関係各層の意見を取り入れ、運営協議会を設ける等、その適正を期すること。

一、福祉施設の開設にあたっては、さらに今後の整備拡充に関する計画を早急に策定すること。

一、福祉施設関係職員の定員の確保を図るとともに、給与その他の勤務条件については、業務の特殊性を考慮した措置を講ずること。なお、入所者の負担の軽減に努力すること。

一、心身障害者に対する総合的な施策をなお一層充実し、その積極的な推進を図ること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○倉成委員長 本動議について採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立総員。よって、本案については、佐々木義武君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。内田厚生大臣。

○内田国務大臣 ただいまは満場一致をもちまして本法案の御可決をいたしましてたいへんありがとうございます。また、附帯決議として御決定いただきました諸点につきましては、御趣旨を十分尊重いたしまして、これが実現に努力をいたします所存でございます。

○倉成委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○倉成委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○倉成委員長 次回は来たる十三日午後二時委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時六分散会